



2025年4月3日

各位

会社名 株式会社オンワードホールディングス
代表者名 代表取締役社長 保元 道宣
(コード番号：8016 東証プライム)
問合せ先 取締役 財務・経理・IR担当 吉田 昌平
(TEL. 03-4512-1030)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2025年5月22日開催予定の第78回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。当社は、2015年6月より、従来の株式報酬型ストックオプションに替えて、自社株取得目的報酬を支給しておりますが、今回導入する譲渡制限付株式を付与する形での報酬体系に移行します。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2007年5月24日開催の第60回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年間5億円以内（うち社外取締役3千万円以内。ただし、社外取締役については2021年5月27日開催の第74回定時株主総会で5千万円以内に改定。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬などの定め及び自社株取得目的報酬を廃止することとし、以後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。また、対象取締役のうち現在未行使の株式報酬型ストックオプションを保有する者については、その保有する未行使の株式報酬型ストックオプションを当該取締役において権利放棄することといたします。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、2026年2月期においては、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を上記年額1億円及び20万株とは別枠で、年額4千万円及び8万株以内で付与することができることといたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以 上